

公園の集会利用についての公園内行為許可申請に対する不許可処分に係る「国家賠償請求控訴事件」の判決について

本日、公園の集会利用についての公園内行為許可申請に対する不許可処分に係る「国家賠償請求控訴事件」の判決が東京高等裁判所から言い渡されましたので御報告します。

事 件 名	: 国家賠償請求控訴事件
判決言渡し期日	: 令和6年2月26日（月）午後1時10分
判 決 の 主 文	: 1 本件控訴をいずれも棄却する。 : 2 訴訟費用は控訴人らの負担とする。

1 事件の概要

平成28年6月5日に富士見公園、稲毛公園を100名規模の集会で使用するという公園内行為許可申請に対し、同年5月24日に成立した「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」に規定される「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」を行うおそれがあると認められるため、同月30日付けで川崎市都市公園条例第3条第4項の規定により不許可処分とした行為について、令和元年5月16日付けで原告らに対し各自500万円及びこれに対する年5分の割合の金員の支払を求める国家賠償請求の訴訟が横浜地方裁判所川崎支部に提起され、令和5年7月11日に原告の請求棄却の判決が言い渡された事件の控訴審である。

2 当事者

控訴人 : 公園内行為許可申請者1名、集会参加予定者2名
被控訴人 : 川崎市

3 請求の趣旨

- (1) 原判決を取り消す。
- (2) 被控訴人は、控訴人らに対し、各5万円及びこれに対する令和元年6月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- (3) 訴訟費用は被控訴人の負担とする。
との判決ならびに仮執行宣言を求める。

4 主な争点

- (1) 原告が申請した行為(集会)が川崎市都市公園条例第3条第4項の規定に該当しないもの(公園の利用に支障を及ぼすもの)として行った不許可処分が適法だったか。
- (2) 不許可処分を行ったことが、国家賠償法第1条の違法な行為として、本市に賠償責任が生じるか。

※川崎市都市公園条例

第3条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が、都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は第3項の許可を与えることができる。

5 事件の経過

令和元年5月16日 提訴

(口頭弁論等10回)

令和5年7月11日 原審判決

令和5年7月21日 控訴状提出

(口頭弁論等3回)

令和6年2月26日 控訴審判決

6 市長コメント

国家賠償請求控訴事件について、本日、東京高等裁判所から控訴人の請求を棄却するとの判決が言い渡されたとの報告を受けました。

判決内容については、今後詳細を確認いたしますが、本市の主張が認められたものと考えております。

【問合せ先】

訴訟全般について	川崎市川崎区役所道路公園センター 伊藤 TEL：044-244-3206
人権施策について	川崎市市民文化局人権・男女共同参画室 松本 TEL：044-200-2369
都市公園の管理について	川崎市建設緑政局緑政部みどりの管理課 押川 TEL：044-200-2393